

建築着工統計により試算した公共建築物の木造率

全体		令和4年度		令和5年度	
【床面積ベース】		合計(㎡)	木造率(%)	合計(㎡)	木造率(%)
建築物全体		118,722,364	41.1%	108,310,480	41.4%
		48,765,056		44,864,143	
公共建築物		10,347,923	13.5%	9,301,429	14.8%
		1,396,724		1,380,234	
国		451,228	2.7%	598,831	1.2%
		11,966		7,047	
都道府県		935,807	4.5%	1,028,615	5.8%
		41,783		60,014	
市町村		2,879,619	7.1%	2,936,778	7.1%
		203,457		208,630	
民間と個人		6,081,269	18.7%	4,737,205	23.3%
		1,139,518		1,104,543	

上段:新築等に係る床面積の合計 下段:うち、木造の床面積の合計

低層(3階建て以下)		令和4年度		令和5年度	
【床面積ベース】		合計(㎡)	木造率(%)	合計(㎡)	木造率(%)
建築物全体		72,921,880	63.9%	66,751,896	64.4%
		46,592,890		42,975,006	
公共建築物		4,092,413	29.2%	3,837,531	30.6%
		1,194,877		1,174,626	
国		63,876	8.2%	181,860	2.5%
		5,263		4,465	
都道府県		252,833	10.9%	211,579	10.6%
		27,509		22,439	
市町村		1,023,861	15.2%	1,077,251	14.5%
		155,137		155,745	
民間と個人		2,751,843	36.6%	2,366,841	41.9%
		1,006,968		991,977	

上段:新築に係る床面積の合計 下段:うち、木造の床面積の合計

注1:国土交通省「建築着工統計」を基に林野庁が試算。
注2:木造とは、建築基準法第2条第5号の主要構造部(壁、柱、床、はり、屋根又は階段)に木材を利用したものをいう。建築物の全部又はその部分が2種以上の構造からなるときは、床面積の合計のうち、最も大きい部分を占める構造によって分類している。
注3:本試算では、「公共建築物」を国、地方公共団体、地方公共団体の関係機関及び独立行政法人等が整備する全ての建築物並びに民間事業者が建築する教育施設、医療、福祉施設等の建築物とした。また、新築、増築及び改築を含む(低層の公共建築物については新築のみ)。